

農業制度資金のご案内 (こんなとき、こんな資金が借りられます！)

令和3年3月18日現在

資金名	主な内容	利用できる方	資金用途														貸付条件							
			土地			施設・設備			導入・育成		運転		災害		出資		補助残	融資機関	貸付金利 ※1	返済期間 (うち据置期間)	返済・据置期間の特例等	融資率 (%)	融資の 限度額	
			農地を取得したい	農地を借りたい	農地改良や造成をしたい	農機具を購入したい	農機具を借りたい	加工・販売施設を作りたい	果樹・花木の植栽や育成をした	家畜の購入・育成をしたい	長期の場合	短期の場合	施設等の復旧をしたい	運転資金を借りたい	集落営農組織が法人化するときに出資したい	国庫補助事業の自己負担分を借り								
農業近代化資金	機械・施設等の改良、造成、取得等に要する中、長期資金	認定農業者	-	○	△	○	○	○	○	○	○	-	○	-	△	○	農協、銀行等	0.30	7~15 (2~7)	/	100	個人 1,800万円 法人・団体 2億円		
		その他の担い手	-	○	△	○	○	○	○	○	△	-	-	-	-	○		0.30	7~17 (2~7)		80			
		集落営農組織	-	○	△	○	○	○	○	○	○	-	-	-	△	○		0.30	7~15 (2~7)		100	2億円		
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	肥料や飼料購入等のための運転資金	認定農業者	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	農協	1.50	農業経営改善計画等期間中	/	100	個人 500万円 法人 2,000万円		
農業経営支援資金	知事が指定する自然災害により農作物、農業用施設等に被害を受けた場合に必要な資金	被災農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	農協	0.05 ※2	5 (1)	/	100	500万円		
農業緊急資金※1	令和3年大雪により農作物、農業用施設等に500万円を超える被害を受けた場合に必要な資金	被災農業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	農協、一部金融機関	1.10 (当初5年無利子) ※3	10 (2)	/	100	3,000万円		
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農地や機械・施設等の改良・造成、取得等に要する長期資金	認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	公庫等	0.16~0.30 ※4	25 (10)	/	100	個人 3億円 法人 10億円	
	経営体育成強化資金	意欲と能力のある農業者が農地や機械・施設等の改良・造成、取得等に要する長期資金	その他の担い手	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○		0.20	25 (3~10)	/	80	個人 1.5億円 法人 5億円	
			集落営農組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	-	○	-	-		○					
	農林漁業セーフティネット資金	災害や一時的な経営悪化の場合に必要な資金	認定農業者 その他の担い手 認定新規就農者 集落営農組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-		○	0.16~0.19	10 (3)	/	100	一般 600万円 特認 年間経費の1/4
	農業改良資金	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジするための資金	エコファーマー 六次産業化法や農工商等連携促進法の認定を受けた方等	-	○	○	○	○	○	○	○	○	△	-	-	-	-		× ※5	無利子	12 (3)	条件不利地域 12 (5)	100	個人 5,000万円 法人等 1.5億円
青年等就農資金	新たに農業経営を開始するために必要な農業用施設・機械取得等に要する資金	認定新規就農者	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	× ※5	無利子	17 (3) ※6	/	100	3,700万円 特認 1億円		

(注) △印については、資金によって貸付要件に制約がありますので、県の出先機関等にご相談下さい。

※1 令和3年大雪(令和3年1月からの降雪)にかかる申込受付は令和3年4月1日からとなります。

※2 令和3年大雪にかかる農業経営支援資金については県・市町・JAグループの助成により、無利子となります。

※3 農業緊急資金については県の助成により、貸付当初5年間無利子となります。

※4 スーパーL資金については、実質化された人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者および農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者に対しては、貸付当初5年間実質金利が0%になります。
(ただし、経営体育成支援事業(融資主体型補助)と6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)を除く国庫補助事業の残額融資については有利子となります。また、実質無利子化のための金利負担軽減措置は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取り扱い限度額に限りがあり、資金の使い道やご融資の実行の時期によってはご希望に添えない場合があります。)

※5 ただし、融資残補助事業(経営体育成支援事業)の場合は借りられません。

※6 令和元年10月31日以前に貸付されたものは12年以内となります。